

緊急輸送道路の防災対策強化事業

大規模地震対策等の災害時に県民の生命を守るとともに、ライフラインなど社会基盤の早期回復を図るためには、緊急輸送道路の確保は重要な課題です。

本県では平成23年度より緊急輸送道路の防災対策強化事業として、災害時における緊急輸送道路を確保するために、道路の維持管理と建設の両面から緊急輸送道路の整備を重点的に実施し、安全で安心できる県民生活を実現するとともに、東日本大震災、長野県北部地震の発生をうけ、緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強や盛り土及び吹付け法面の調査・対策の実施など、防災対策の強化を進めています。

●緊急輸送道路の現況

基準年（令和4年度末）

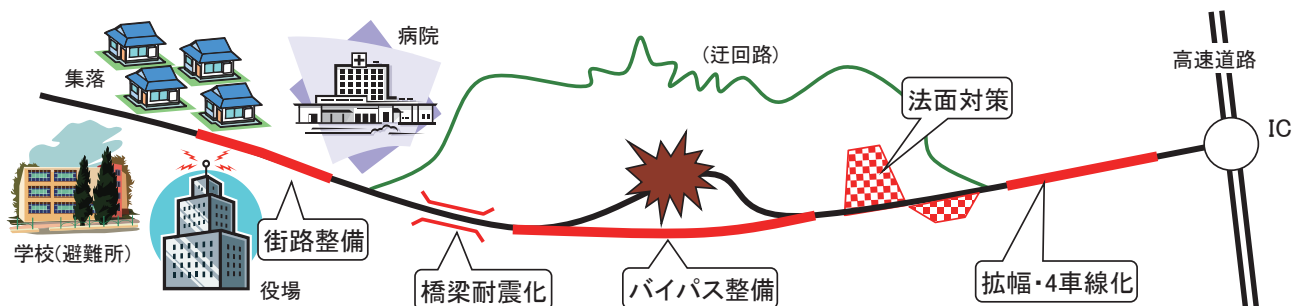
区分	路線数	路線延長 (km)	改良済延長 (km)	改良率
一次緊急輸送道路 ^{注1)}	44 路線	797.8	788.3	98.8%
二次緊急輸送道路 ^{注2)}	79 路線	934.9	838.8	89.7%
計	110 路線 ^{注3)}	1,732.7	1,627.1	93.9%

注1) 一次緊急輸送道路：緊急や応急活動の拠点となる防災拠点間を結ぶ高速自動車国道、一般国道及び広域的な幹線道路

注2) 二次緊急輸送道路：一次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（公共機関、ヘリポート、災害医療拠点等）を連絡する道路

注3) 同一路線上に一次と二次の指定がある路線：13 路線

●施策のイメージ



重要物流道路

国土交通省では、2019年4月1日に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、供用中の道路について、重要物流道路の指定を行いました。

長野県においては、重要物流道路 836km、代替・補完路 622km が指定されました。

令和4年4月1日には、事業中・計画中を含めた指定が行われました。

●指定による効果

- 重要物流道路のうち、道路構造上支障のない区間（約8割）について、国際海上コンテナ車（40ft 背高）の特車通行許可を不要とする措置を導入
- 重要物流道路は、構造基準（高さ）4.5m から 4.8m に引上げ（高さ 4.1m の車両に対応）

【重要物流道路】

- 災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行

【重要物流道路及び代替・補完路】

●ネットワークのイメージ

